

兵庫県立西宮甲山高等学校弁当等販売事業者募集について

兵庫県立西宮甲山高等学校長 田中 優至

兵庫県立西宮甲山高等学校弁当等販売事業者を下記の兵庫県立西宮甲山高等学校弁当等販売事業者募集要項のとおり募集しますので、関係事項承知のうえ、応募してください。

記

兵庫県立西宮甲山高等学校弁当等販売事業者募集要項

1 募集の目的

兵庫県立西宮甲山高等学校 体育館 1 階において、生徒、教職員のための弁当等販売事業者を公募により選定するため、必要な手続き等について定める。

2 募集の内容

本校内における生徒対象の厚生施設を目的とする①弁当、パン販売業務、②自動販売機設置による飲料水、パンの販売業務を行う事業者（教育財産の目的外使用許可による営業）

3 施設概要

- (1) 場 所 兵庫県西宮市鷲林寺字剣谷 1 0
- (2) 施 設 兵庫県立西宮甲山高等学校
- (3) 自販機は体育館正面玄関付近、弁当・パン等の販売は生徒集会所（食堂）付近を予定

4 食堂事業実施の条件

- (1) 実施方法 学校より教育財産の目的外使用許可を受けたうえで、弁当等の販売事業を行っていただきます。

本校は令和 9 年 3 月末で閉校。（使用許可期間は 1 年ごととし、令和 9 年 3 月末で終了）

生徒数見込み（R6.2 月末現在）

新入生の入学がないため、1 学年ずつ卒業し、8 年度は 3 年生のみになります。

6 年度 1 年生 144 名+2 年生 144 名+3 年生 132 名=全生徒数 420 名

7 年度 2 年生 144 名+3 年生 144 名=全生徒数 288 名

8 年度 3 年生 144 名 全生徒数 144 名

- (2) 条件等 使用料及び手数料徴収条例、教育財産管理規則、兵庫県教育委員会並びに本校の定める規定を遵守した営業とし、同規定に基づく使用料および光熱水費等の負担があります。使用許可期間終了又は許可が取り消された場合は、使用業者において速やかに原状回復してください。

食堂、弁当等の事業者の申し込みがない場合、自販機設置業者は、飲料水とパン等（食

品)の自販機をセットで設置する申込みをしてください。(自販機公募に応募する前に下記担当に状況確認をしてください。)

- (3) 営業開始 令和6年4月1日開始を希望していますが、諸事情により変更となる場合は協議により決定します。
- (4) 営業日 自販機については、営業日の制約はありません。
弁当、パンの販売は原則として土曜日、日曜日、国民の祝日、長期休業中、定期検査中を除いた、生徒登校日とします。なお、学校行事の日等は、学校と相談のうえ、営業日を決定することとします。
- (5) 営業時間 原則として12時40分から13時20分までの間とし、営業時間の調整については、販売業者からの提案を受け、別途協議します。休み時間のパンの販売については、現在は10時40分から10分間、11時40分から10分間です。
- (6) 営業品目等 販売メニューは原則として自由です。菓子の販売は不可です。
- (7) 販売価格 販売価格は、生徒の福利厚生施設であることを踏まえ、適切な価格で提供するよう努めて下さい。なお、消費税率改正など社会的情勢の変化等により販売価格の改正の申し出があり、その必要性が妥当と判断される場合を除き、販売価格は据え置くものとします。
- (8) 営業報告 校長に対して、毎月売上げ報告をしてください。
- (9) 応募資格
- ①許認可等の取得者 弁当等の販売に当たり、食品衛生法等の関係法令等の規程に基づく許認可等(届出を含む)が事前に必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者
- ②次のいずれにも該当しない者
- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- カ 破産者で復権を得ない者
- ③次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。)であること。
- ア 県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公

正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ 落札者が県と契約を締結すること又は兵庫県との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
オ 正当な理由がなくて県との契約を履行しなかった者
カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

5 応募方法等

- (1) 応募期間 令和 6 年 3 月 15 日（金）から令和 6 年 3 月 27 日（水）
- (2) 現地内覧 上記応募期間中 平日午前 9 時から午後 3 時までの間
事前連絡のうえ来校してください。
- (3) 応募書類・提出
応募期間中に、次の応募書類を提出してください。提出時にヒアリングを行いますので、事前連絡のうえ来校してください。
 - ・兵庫県立西宮甲山高等学校弁当等営業申込書（別紙様式）
 - ・食品衛生法に基づく飲食店等の営業許可書（写し）
 - ・会社事業概要及び営業経歴
 - ・主な販売予定商品・販売価格

6 選定方法

- (1) 業者の選定に関しては、応募業者の営業実績、食堂等の運営方針等の内容を含めて総合的に審査し、選定します。
- (2) 選定に当たっては、応募業者へ問合せと審査に必要な資料の追加提出を求めることがあります。
- (3) 選定結果については、令和 6 年 3 月下旬を目途に、応募業者に文書で通知します。

〒662-0004

兵庫県西宮市鷲林寺字剣谷 10

兵庫県立西宮甲山高等学校 事務室 姫野

電話 0798-74-2460 FAX 0798-74-2461

令和 年 月 日

兵庫県立西宮甲山高等学校弁当等営業申込書

兵庫県立西宮甲山高等学校において弁当等を販売したいので、下記のとおり申し込みます。
なお、営業に当たっては、食品衛生法等の関係法令を遵守するとともに、安全安心な食品の
販売等に留意します。

記

販売品種	
会社名又は店舗名	
代表者職・名前	
所在地	
電話番号	
会社等の業種	
会社等設立年月日	
資本金	
飲食店等営業許可	
担当者職・名前	

※弁当、パン等を販売する場合は、種類、値段等がわかる資料を添付すること

兵庫県立西宮甲山高等学校 体育館

1階

